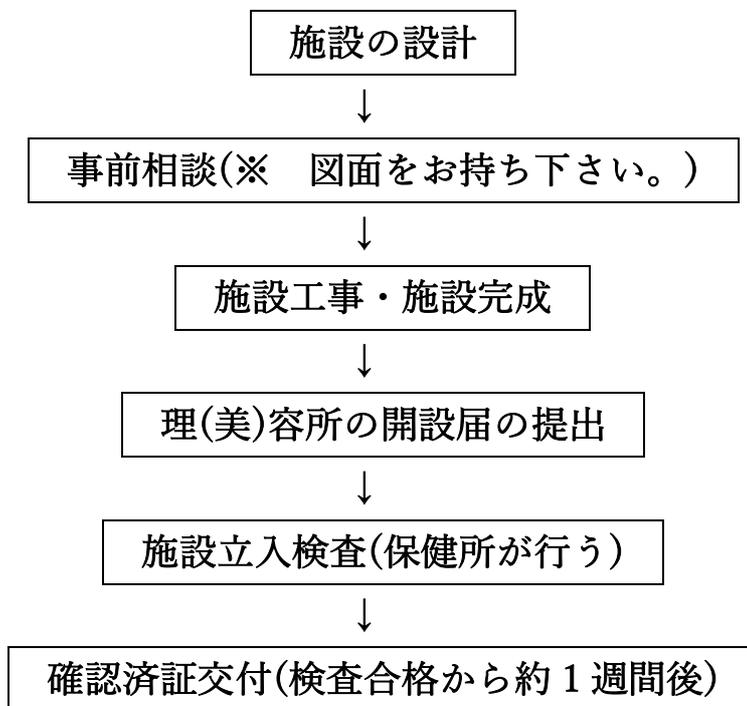


理美容所の開設の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で理(美)容所を経営するためには、理(美)容師法と大分県の条例に定められた構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(第1号様式)により保健所長に理(美)容所開設届を提出し、大分県知事の確認を受ける必要があります。

※注 基準に適合していない場合は、開設の確認を受けることができない場合があります。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

(参考)

理(美)容所を開設しようとする者は、事前に所定の様式により保健所長に開設の届出を行い、その届出に基づいて実施される検査確認を受け確認済証が交付された後でなければ、その施設を使用することができない。

(理・法11の2、美・法12)

理(美)容所開設届 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	✓
申請書	理(美)容所開設届 第1号様式	「申請書の記載例」を参考にして記入してください。	
添付書類	1	結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書	感染性の疾病にかかっていないかを確認するための医師の診断書です。
	2	管理理(美)容師であることを証する書類 (※ 2名以上の理(美)容師が在籍している場合)	資格認定講習会修了証書の写し (※照合のため、原本をお持ち下さい。)
	3	開設者が外国人の場合は、住民票の写し	国籍等が記載されたものを添付してください。
	4	申請者が確認できる書類の写し	個人の場合・・・ 運転免許証や住民票等 法人の場合・・・ 法人の登記事項証明書等
	5	理(美)容所の位置及び構造設備の概要を示す図面	開設届出書の裏面に記入している場合は、改めて添付する必要はありません。
	6	理(美)容師免許証 (免許証明書)の写し	理(美)容師免許証の写し (※ 照合のため、原本をお持ち下さい。)
	7	換気能力を証する書類	換気扇のカタログ等 ない場合は、メーカー名と型番が分かるもの
	検査手数料	16,000 円	

理容所の構造基準等について

【理容所について講ずべき措置の基準】

	基 準	備 考										
1	消毒設備を設けること											
2	理容所は、 <u>隔壁等により、外部や住居等と完全に区分すること。</u>	理容所の衛生保持										
3	理容所には、 <u>作業室と客の待合所を設けること。</u>											
4	<u>待合所は、「固定されたついたて等」で作業室と区画すること。</u>	作業室の安全確保										
5	<u>待合所の床面積は、2㎡以上</u> であること。											
6	<u>作業室及び待合所の天井の高さは、床面から2.1m以上</u> とすること。											
7	<p><u>作業室の床面積は、理容いすが2台以下の場合13㎡以上</u>あること。</p> <p><u>2台を越える場合は1台増すごとに4㎡を加えた面積以上</u>とすること。</p> <p>面積 $A = 13$ $N \leq 2$ 面積 $A = 13 + 4(N-2)$ $N > 2$ (N= 理容いすの台数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">いすの台数</th> <th style="width: 70%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2台</td> <td>13㎡以上</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>17㎡以上</td> </tr> <tr> <td>4台</td> <td>21㎡以上</td> </tr> <tr> <td>5台</td> <td>25㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	いすの台数	床面積	1～2台	13㎡以上	3台	17㎡以上	4台	21㎡以上	5台	25㎡以上	作業スペースの確保 ※面積は <u>内寸</u> で算出したもの
いすの台数	床面積											
1～2台	13㎡以上											
3台	17㎡以上											
4台	21㎡以上											
5台	25㎡以上											
8	<u>床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること。</u>	耐水性材料を用いる										
9	<u>作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備を設けること。</u>	洗髪用と兼用不可										
10	<u>洗髪のための流水式の設備を設けること。</u>	器具洗浄等と兼用不可										
11	<u>理容いす相互の間隔は0.6m以上</u> であること。	カットスペースの確保										
12	<u>いすと壁との間隔は0.6m以上</u> であること。											
13	理容所には、防虫設備及び防ぞ設備を設けること。	衛生害虫等の侵入防止										
14	客の利用しやすい場所に便所があること。 理容所内に便所を設ける場合は常に清潔に保つこと。											
15	作業面の照度が100ルクス以上であること。	施術中の事故防止										

基 準		備考
16	<p><u>理容所の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。</u></p> <p><u>(1) 以下の能力を満たす機械換気装置を1つ以上 設置すること。</u></p> <p>1時間あたりの換気能力 \geq (定員数) \times 6.5m³ + (燃烧設備から排出される二酸化炭素の量 (m³))</p> <p>※ 定員数 = <u>(理容所の従業員数) + (理容いすの数) + (待合室面積)</u></p> <p><u>(2) 吸気口と排気口を設け、空気の滞留を防ぐように配置すること。</u></p> <p>(例) 吸気口と排気口を施設の対角線上に設ける方法 壁、衝立、パネル等の区画で室内の気流を誘導する方法など</p>	<p>理容所内の CO₂ 濃度を 5,000ppm 以下に保持する</p>
17	<p>器具・作業衣等を消毒済みと未消毒に区別して収納できる容器を備えること。</p>	<p>器具、作業着の清潔保持</p>
18	<p>ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。</p>	<p>廃棄物等の飛散による汚染防止</p>

【作業に関する基準】

基 準		備考
1	<p>皮膚に接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮膚に接する器具は、客一人ごとに消毒すること。</p>	<p>清潔保持 感染症の予防</p>
2	<p>理容師の<u>手指は</u>、常に清潔に保ち、<u>客一人ごとに石けんで洗うこと。</u></p>	<p>清潔保持</p>
3	<p>作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること。</p>	<p>感染症の予防</p>
4	<p>作業衣及び作業に使用する布片(以下「作業衣等」という。)は、白色又は淡い色調で汚れが目立ちやすいものを使用すること。</p>	
5	<p>顔そり用石けんは、粉末又は液状のものを使用し、客一人ごとに取り替えること。</p>	<p>感染症の予防</p>
6	<p>皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。</p>	<p>健康被害発生の未然防止</p>
7	<p>器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。</p>	<p>感染症の予防</p>

美容所の構造基準等について

【美容所について講ずべき措置の基準】

	基 準	備 考										
1	消毒設備を設けること											
1	美容所は、 <u>隔壁等により、外部や住居等と完全に区分すること。</u>	美容所の衛生保持										
2	美容所には、 <u>作業室と客の待合所を設けること。</u>											
3	<u>待合所は、「固定されたついたて等」で作業室と区画すること。</u>	待合所で待機する客の安全確保										
4	<u>待合所の床面積は、2㎡以上</u> であること。											
5	<u>作業室及び待合所の天井の高さは、床面から2.1m以上</u> とすること。											
6	<p><u>作業室の床面積は、美容いすが4台以下の場合13㎡以上</u>あること。</p> <p><u>4台を越える場合は1台増すごとに3㎡を加えた面積以上</u>とすること。</p> <p>面積 $A = 13$ $N \leq 4$ 面積 $A = 13 + 3(N-4)$ $N > 4$ (N= 美容いすの台数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">いすの台数</th> <th style="width: 50%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4台</td> <td>13㎡以上</td> </tr> <tr> <td>5台</td> <td>16㎡以上</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>19㎡以上</td> </tr> <tr> <td>7台</td> <td>22㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	いすの台数	床面積	1～4台	13㎡以上	5台	16㎡以上	6台	19㎡以上	7台	22㎡以上	作業スペースの確保 ※面積は <u>内寸</u> で算出したもの
いすの台数	床面積											
1～4台	13㎡以上											
5台	16㎡以上											
6台	19㎡以上											
7台	22㎡以上											
7	<u>床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること。</u>	耐水性材料を用いる										
8	<u>作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備を設けること。</u>	<u>洗髪用と兼用不可</u>										
9	<u>洗髪のための流水式の設備を設けること。</u>	<u>器具洗浄等と兼用不可</u>										
10	<u>セットいす、ドライヤーいすの相互の間隔は0.6m以上</u> であること。	カットスペースの確保										
11	<u>いすと壁との間隔は0.6m以上</u> であること。											
12	美容所には、防虫設備及び防そ設備を設けること。	衛生害虫等の侵入防止										
13	客の利用しやすい場所に便所があること。 美容所内に便所を設ける場合は常に清潔に保つこと。											

	基 準	備考
14	作業面の照度が100ルクス以上であること。	施術中の事故防止
15	<p><u>美容所の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。</u></p> <p>(1) <u>以下の能力を満たす機械換気装置を1つ以上設置すること。</u> 1時間あたりの換気能力 \geq (定員数) \times 6.5m³ + (燃烧設備から排出される二酸化炭素の量m³)</p> <p>※ <u>定員数 =</u> <u>(理容所の従業員数) + (理容いすの数) + (待合室面積)</u></p> <p>(2) <u>吸気口と排気口を設け、空気の滞留を防ぐように配置すること。</u> (例) 吸気口と排気口を施設の対角線上に設ける方法 壁、衝立、パネル等の区画で室内の気流を誘導する方法など</p>	美容所内のCO ₂ 濃度を5000ppm以下に保持するため
16	器具・作業衣等を消毒済みと未消毒に区別して収納できる容器を備えること。	器具、作業着の清潔保持
17	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	廃棄物等の飛散による汚染防止

【作業に関する基準】

	基 準	備考
1	皮膚に接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮膚に接する器具は、客1人ごとに消毒すること。	清潔保持 感染症の予防
2	美容師の <u>手指は</u> 、常に清潔に保ち、 <u>客1人ごとに石けんで洗うこと。</u>	清潔保持
3	作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること。	感染症の予防
4	作業衣及び作業に使用する布片(以下「作業衣等」という。)は、白色又は淡い色調で汚れが目立ちやすいものを使用すること。	
5	皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。	健康被害発生の未然防止
6	器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。	感染症の予防

開設確認を受けた後の手続き等

【変更届出書の提出】

開設届に記載した内容を変更する場合は、保健所あてに「理(美)容所変更届出書(第2号様式)」を提出しなければなりません。

以下の事項を変更した場合は、所管の保健所あて速やかに変更届出書(第2号様式)を提出してください。

届出事項	変更の内容等	備考
理(美)容所の名称	店舗の名前を変更したとき	
開設者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、所在地、代表者氏名)	【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合) 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地	<u>開設者が変わる場合は、「地位承継届」又は「新規の開設届」が必要です。</u> 変更内容が確認できる書類 個人：運転免許証の写し等 法人：登記事項証明書を呈示してください。
理(美)容所の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限ります。	<u>理容所・美容所の移転を移転させる場合は、「新規の開設届」が必要です。</u>
管理理容師、管理美容師	管理理容師・管理美容師を変更したとき。 (※ <u>氏名、住所の変更も対象</u>)	管理理容師・管理美容師資格認定講習会修了証書の写し(又は修了証明書の写し)を添付。
理容師・美容師、その他の従業員	理容師・美容師、その他の従業員の採用、退職	新たに理容師・美容師を採用した場合は、「理容師免許証・美容師免許証の写し」「医師の診断書」を添付してください。

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更する場合は、事前に管轄する保健所に相談してから、変更届出書(第2号様式)を提出してください。

届出事項	変更の内容等	備考
理容所・美容所の構造設備	増築・改築を行う場合や、椅子等の数を変更する場合 ※ 大規模な増築・改築を行う場合は、新たに開設届の提出が必要になることがあります。	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談してください。</u>

【廃止届出書の提出】

理容所・美容所を廃止したら、廃止届出書を提出してください。

届出事項	届出のタイミング	届出書の様式
理(美)容所の廃止	理容所・美容所をやめるとき	廃止届(第3号様式)

【感染症に関する届出の提出】

理容所・美容所に勤務している理容師・美容師が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を管轄する保健所に届出して、その指示に従ってください。

(※ 様式を定めていませんので、任意の様式で届出書を提出してください。)

【承継の提出】

承継の届出の詳細については、保健所の担当者にお尋ねください。

【出張理容・出張美容の実施】

出張理容・出張美容行為を行うときは、事前に「(理容・美容)出張業務届出書」を提出してください。

届出事項	届出のタイミング	届出書の様式
出張理容・出張美容の実施	出張理容・出張美容を行おうとするとき(※ 事前の届出です。)	別記様式第1号 (理容・美容) 出張業務届出書

【問合せ先等】

施設所在地	管轄保健所	問合せ先 (TEL)
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	0977-67-2513
国東市、姫島村	東部保健所国東保健部	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	0972-62-9171
由布市	中部保健所由布保健部	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165

参考：器具等の消毒方法

消毒前に、流水でこすり洗いをして、汚れを洗い落とすことが大事です。

1 かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒方法

	消毒の方法	注意点
1	沸騰後2分間以上煮沸する方法	
2	エタノール水溶液(76.9%以上81.4%以下である水溶液、以下同じ)中に10分間以上浸す方法	汚れや蒸発の程度により、適宜水溶液を取り替えてください。
3	次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法	(1) 金属器具や繊維製品を腐食させるので、必要以上に長時間浸さないように注意。 (2) 消毒液が直接皮膚に触れないように注意。 (3) 消毒液を毎日取り替えること

2 1以外に係る消毒

	消毒の方法	備考
1	20分間以上、1cm ² 当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法	(1) 一般的には、2,000～3,000時間で紫外線灯の取替えが必要。 (2) 陰になる部分は、位置や角度を変えて、照射すること。
2	沸騰後、2分間以上煮沸する方法	
3	10分間以上、摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法	
4	エタノール水溶液中に10分間以上浸す方法	
	エタノール水溶液を含ませた綿・ガーゼで器具の表面をふく方法	
5	次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上の水溶液中に10分間以上浸す方法	1の3と同様の注意事項
6	逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法	消毒液は、毎日取り替えること。
7	グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す方法	
8	両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に十分間以上浸す方法	